

令和 7 年度

山地災害危険地区再点検調査業務（Ⅰ地区）

閱 覧 図 書

近畿中国森林管理局

閱 覧 図 書 内 訳

1. 入札者注意書
2. 契約の保証について
3. 契約書（案）
4. その他資料

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。
なお、電子入札により難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - （4）紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - （5）紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）紙入札において、入札時刻に遅れてした入札
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
- また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出ることとし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。
- 14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。
- ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。
- なお、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 15 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- 16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当 該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情がある と認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例)

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式2)

入札方式変更承諾願

1 発注工事(業務)名

2 入札方式を変更する理由
(記入例)

認証カードが破損したため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式3)

技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由

(記載例)

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

(別紙様式 4)

入 札 書

入札物件 第 号

発注工事（業務）名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の 1 0 % を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 〇 〇 〇 〇 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式 5)

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 〇 〇 〇 〇 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により _____ を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

発注工事（業務）名

別紙

「契約の保証について」

- (1) 落札者は、業務請負契約の締結に際して、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 歳入歳出外現金出納 官吏 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払い請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 政府保管有価証券取扱主任官 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定

する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (カ) 保険期間は、履行期限を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(案)

業 務 請 負 契 約 書

収
入
印
紙

1. 業 務 名 山地災害危険地区再点検調査業務（I地区）
2. 履 行 期 間 契約締結日の翌日 から
令和8年3月13日 まで
3. 請 負 代 金 額 .－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 .－）
4. 契 約 保 証 金 額 .－
5. 前 金 払 請負代金の10分の3以内
6. 調 停 人 _____
7. 選 択 事 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用される
ものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前金払	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

8. 特 約 条 項

(1) 請負代金は近畿中国森林管理局で支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年4月17日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 (住所) 大阪市北区天満橋1丁目8番75号
支出負担行為担当官
(氏名) 近畿中国森林管理局長 高橋 和宏 印

受 注 者 (住所)

(氏名) 印

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称及び設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

業 務 別 数 量 内 訳 書

業務名：山地災害危険地区再点検調査業務（Ⅰ地区）

業務区分・業種・種別・細別			規 格	単位	数量
直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く)				式	1.00
設計計画業務			山地災害危険地区再調査	式	1.00
	各危険地区共通 予備調査 内業		(新規)	h a	95.00
	各危険地区共通 予備調査 外業		(新規)	h a	95.00
	各危険地区共通 予備調査 内業		(既指定危険地区)	箇所	392.00
	山腹崩壊危険地区 調査範囲の確定調査 内業		(新規)	h a	102.00
	山腹崩壊危険地区 調査範囲の確定調査 外業		(新規)	h a	102.00
	山腹崩壊危険地区 危険地区調査 内業		(新規)	箇所	32.00
	山腹崩壊危険地区 危険地区調査 外業		(新規)	箇所	32.00
	山腹崩壊危険地区 危険地区調査 内業		(小修正)	箇所	198.00
	崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査 内業		(新規)	h a	12.00
	崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査 外業		(新規)	h a	12.00
	崩壊土砂流出危険地区 調査範囲の確定調査 内業		(既指定危険地区)	箇所	194.00
	崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査 内業		(新規)	箇所	3.00
	崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査 外業		(新規)	箇所	3.00
	崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査 内業		(一部修正)	箇所	2.00
	崩壊土砂流出危険地区 危険地区調査 内業		(小修正)	箇所	194.00
	各危険地区共通 調査表及び図面の作成 内業		(新規)	箇所	35.00
	各危険地区共通 調査表及び図面の作成 内業		(既指定危険地区)	箇所	392.00
	各危険地区共通 打合せ協議 内業			回	4.00
	各危険地区共通 報告書等の作成 内業			式	1.00
	打合せ旅費		打合せ場所：近畿中国森林管理局	式	1.00
	旅費交通費		山地災害危険地区再点検	式	1.00
	基準日額		山地災害危険地区再点検	式	1.00
	電子成果品作成費			式	1.00
直接原価(その他原価除く)				式	1.00
その他原価				式	1.00
一般管理費等				式	1.00
業務価格				式	1.00
計					
消費税相当額				%	10.00
請負調査費計					
総 計					

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画

業務標準仕様書

令和7年4月

林 野 庁

特記仕様書

第1条 本業務は、契約約款によるほか、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び本特記仕様書（以下「特記仕様書等」という。）の定めるところによるものとする。

なお、特記仕様書等に定めのないものについては、近畿中国森林管理局治山課と打合せのうえ、調査目的達成のために必要な措置を講じ誠実に実行するものとする。

第2条 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第1118条、第2119条及び第3116条にて定める調査業務完了報告書とともに提出する成果品については、次の各号によるものとする。

- (1) 調査等業務成果品は電子データとしても提出すること。
- (2) 数量表等のデータはエクセル形式とする。
- (3) 説明書等のデータはワード形式とする。
- (4) 図面等のデータはDWG及びDXF形式とする。（Auto CAD LT 2018にて閲覧及び編集に支障がないこと）
- (5) 状況写真等のデータの形式は特に指定しないが、汎用性のある形式で作成すること。
- (6) その他成果品データがある場合は監督職員と協議すること。
- (7) 成果品として納入すべき報告書………5部（電子成果品5部含む）
- (8) 電子成果品は「土木設計業務等の電子納品要領」（国土交通省：平成28年3月版）など関連する要領・基準（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子媒体（CD－R）等で納品する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを納品する義務はないが、監督職員と協議するものとする。

第3条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

- (1) 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。
- (2) 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払を受けるものとする。

第4条 打合せ協議は、業務着手時、中間時点、及び完了時の3回以上行うものとする。
打合せ協議時は「写真撮影」を行い、打合せ記録簿に添付すること。
打合せ記録簿は、報告書に添付すること。

第5条 仮設工の計画に当たっては現場条件を精査し、施工可能な工法を検討すること。
また、管轄する森林管理署や森林管理事務所と綿密に打合せを行い、詳細な仮設計画及び仮設図を提出すること。計画に当たっては次の各号に注意すること。

- (1) 高価な仮設工については、比較検討表を添付すること。
- (2) 仮設工の選定が困難な場合は、仮設工専門業者の意見を踏まえた上で検討すること。
- (3) 民有地の利用が必要な場合は、地権者等の状況を把握すること。

特記仕様書

第1章 業務管理

（1）情報共有システムの活用について

① 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。

② 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

③ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

④ 費用（登録料及び使用料）は、間接原価に含まれる。

⑤ 滞在して業務を行う場合の旅費交通費の取扱い

宿泊費は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）5（2）により滞在に区分される場合において、同要領5（3）②により設計変更するものとし、設計変更時点までに宿泊実績報告書（様式1）及び実際に支払った証明書類（領収書等）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書及び証明書類の提出期限については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

⑥ 山地災害危険地区調査要領様式5から13を令和7年11月末までに提出するものとする。

調査業務仕様書

本調査業務仕様書は、令和5年度の山地災害危険地区調査要領（以下「調査要領」という。）の改正を受け、調査要領の改正に基づく既指定の山地災害危険地区の再調査や新規地区の調査にあたり、既往の資料やリモートセンシング技術等を効率的かつ効果的に活用して行う調査の内容を示したものである。

区 分	内 容
1 予備調査 (共通事項)	調査要領においては「調査対象地区の選定」に該当。 【内業】 ① 調査対象地について、保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台帳、森林計画、森林 GIS 資料、空中写真、地形図（5 千分の 1 以上）、航空レーザ計測データ、地質図、土壌図、気象関係資料、住宅地図、市町村要覧、災害履歴、林相図、森林調査簿、その他必要な資料（地すべり危険地区は地すべり防止区域台帳など）及び平成 28 年度の再調査関係の資料を収集・整理する。 【外業】（新規の山地災害危険地区の調査の場合に実施） ① 過去の災害発生などの聞き取り及び調査対象地区の概略を把握するための現地踏査をする。
2 調査主体の確認調査 (必要な場合)	調査要領においては「調査主体の調整」に該当 【内業】 ① 同一の危険地区内で民有林・国有林の混在の有無を予備調査において収集した資料を基に確認し、混在する場合は 5 千分の 1 以上の地形図上に図示する。 ② 混在する危険地区の民有林及び国有林の過去のデータ（平成 28 年度再調査データ等）を収集し、資料を取りまとめる。 ③ 混在する危険地区については、調査範囲の確定調査実施前に所管する森林管理局に収集した資料及び図面により報告する。
3 調査範囲の確定調査 (1) 山腹崩壊危険地区	調査要領においては「調査対象地区の選定」に該当。 【内業】 ① 予備調査の結果から公共施設等の位置を 5 千分の 1 以上の地形図に移記し、原本とする。 ② 山腹崩壊危険地区の調査を行う範囲を図上から判定し、①の図上に記入する。 ③ ②の範囲のうちで公共施設等に関係する流域で最も遠い公共

(2) 崩壊土砂流出危険地区	施設等から最も標高差が高い位置に向かって直線を引き、等高線による縦断面を作成する。 ④ ③の高さの5倍の位置を縦断面上で求めてその範囲を図上からの調査範囲とする。この場合、一側線でなく必要に応じて数側線もありうる。 【外業】 ① 内業で仮決定した範囲について、保全対象に前回調査から変化がある場合には現地において、公共施設等の位置(平面的、垂直的な)の確認を行う。 ② 内業で調査した高さの5倍の範囲の確認または見通し角11度の範囲にある公共施設等の範囲により、山腹崩壊危険地区の調査範囲かどうかの判定を行う。ただし、本判定は前回調査から変化がある場合に行う。 【内業】 ① 予備調査の結果から公共施設等の位置を5千分の1以上の地形図に移記し、原本とする。 ② 各溪流の出口から2km以内に公共施設等がある溪流を図上に記入する。この場合、溪流の出口からの広がり及び溪流の最も低い位置から公共施設等の存する高低差を考慮する。これを調査対象区域として仮決定する。 ③ 仮決定した、流域について、山腹崩壊危険地区の自然条件調査の要領によって山腹崩壊危険度を算出し、最も危険度の高いメッシュのうち公共施設等が所在する地区から最も遠い位置にあるメッシュを荒廃発生源とする。 ④ 空中写真や5千分の1以上の地形図等の既往資料により崩壊土砂流出区間の延長、平均溪流幅、平均溪床勾配を算出する。 【外業】 ① 内業②で仮決定した調査対象区域について、保全対象に前回調査から変化がある場合には現地調査によって公共施設等の位置、高さ等を確認する。
(3) 地すべり危険地区	地すべり危険地区について確定調査は不要。 (※他の2地区と異なり区域を確定する必要はないため。調査要領においても「危険地区の判定」記載なし) 新規箇所があれば、次項の危険地区調査を実施する。
4 危険地区調査	調査要領においては「調査の実施、危険地区の判定、危険度の判定」に該当。

(1) 山腹崩壊危険地区	新規：調査対象地のうち新規に危険地区を調査するもの（山地災害危険区域数が増加するもの） 一部修正：現在指定されている危険地区を含めて地区を拡大または現在指定されている複数の危険地区を一つに統合するもの 小修正：危険地区の範囲が変わらず既存の数値の変更及び改正に伴う新規調査項目のみのもの 【内業】 ① 調査範囲が確定した箇所について、地形図（5千分の1以上）等を基に、調査範囲をすべて網羅できるよう一方向が傾斜の主方向におおむね平行する100m四方のメッシュを図上にとる。 ② 傾斜は、①の内接円を描き、その中の等高線数を数える。 ③ 縦断面形は、メッシュの中心をとおり、最も急な傾斜方向のメッシュの両端を結んだ直線を引き、メッシュと交わる点2箇所と中心点のほか中心点とメッシュの交点との中間点2点を取り、凹形、平滑形、複合形及び凸形に区分する。 ④ 横断面形は、メッシュの中心線をとる等高線を想定して、その等高線が内接円と交わった点と中心点を結んだ角度を測定する。 ⑤ 地質は、5万分の1程度の地質図による。5万分の1程度の地質図がない場合には可能な限り大縮尺の地質図を用いる。 ⑥ 土層深は、その周辺の崩壊深を過去の調査資料等により調査する。 ⑦ 微地形等調査は、地形図（5千分の1以上）または航空レーザ計測等の既往の資料により、0字谷等の微地形で最も延長の長い谷線を選出する。 ⑧ 樹種、齢級は空中写真、林相図、森林調査簿等の既往の資料で調査したものについて、齢級は現在年齢に修正する。 ⑨ 収量比数は、針葉樹人工林について林分密度管理図等の既往の資料により算出する。算出が困難な場合は、当該林分の疎密度合による。 ⑩ 内業及び現地調査の結果によって点数表に当てはめる。 【外業】 ① 既存資料の調査において確認できない調査項目のみ現地において確認する。
---------------------	---

(2) 崩壊土砂流出危険地区	【内業】 ① 公共施設等の保全対象から最も遠い山腹崩壊危険度が最も高いメッシュを荒廃発生源として選定し、崩壊土砂流出区間を算出する。 ② 崩壊土砂流出危険地区の面積（集水面積）が 150ha 以上となる場合想定流木量を算出する。 ③ 上記①、②及び下記外業で調査した項目を崩壊土砂流出危険度点数表に基づいて算定し、危険度を判定する。 【外業】 ① 調査範囲の確定調査で調査対象地域となった地区について、既往資料の調査において確認できない場合（例えば、転石の混入割合等）は現地の逕流を調査する。
(3) 地すべり危険地区	【内業】 ① 調査対象地区について、収集、整理した既往の資料により自然条件等の調査を行う。 ② ①及び下記の外業で調査した項目を地すべり危険度点数表に基づいて算定し、危険度を判定する。 【外業】 ① 既往資料による調査において確認できない項目について現地詳細調査を行う。
5 調査表及び図面の作成 (共通事項)	調査要領においては「調査結果の取りまとめ」に該当。 【内業】 ① 山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領による調査表の作成（電子データ（調査表の Excel 及び PDF ファイル、図面の PDF ファイル並びに危険地区の Shape ファイル）及び紙） ② 山地災害危険地区平面図（図面 1）の作成 5 千分の 1 以上の地形図により作成（各種調査において作成した図面を活用）する。 ③ 山地災害危険地区位置図（図面 2）の作成 5 万分の 1 の地形図により作成する。
6 報告書等の作成	本業務の報告書及び電子データ等の成果品について作成
7 打合せ協議	発注者側と 3 回以上打ち合わせ協議を行う